

平成30年度 人事行政の運営等の状況について

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の競争試験及び採用状況（平成30年4月1日採用）

区分	受験者数	合格者数	採用者数
一般行政職	10人	2人	2人
土木	0人	0人	0人
幼稚園教諭	0人	0人	0人
計	10人	2人	2人

(2) 職員の退職状況（平成29年度退職）

事由	退職者数	うち再任用
定年退職	0人	0人
勸奨退職	0人	0人
その他	1人	0人
計	1人	0人

(3) 4月1日現在の職員数

	男	女	計
平成29年4月1日現在	42人	21人	63人
平成30年4月1日現在	43人	21人	64人

※ 上記職員数には、村長、副村長、教育長及び短時間再任用職員は含みません。

2 職員の人事評価の状況

人事評価の目的	人事評価制度は、仕事の成果や職務遂行能力及び業務に対する取り組み姿勢を的確に把握し、職員の指導・育成に資することを目的としています。
評価の種類	能力評価：職員が求められる職務遂行能力について、どの程度発揮できたかを能力基準に照らし評価すること。 業績評価：職員が予め設定した業務目標をどれだけ達成したかを評価すること。
対象職員	全職員（再任用職員、特定任期付職員、技能労務職、臨時職員を除く）
評価者等	一次評価者は直近上位の管理職、二次評価者は一次評価者の直近上位の管理職とし、最終評価者を村長としています。
評価期間	能力評価、業績評価とも、評価時期は、年1回 【評価期間】：4月～翌3月 【評価時期】：翌3月 【実際に評価する時点】：翌1～2月頃 【昇給】：4月昇給へ反映
評価結果の活用	評価結果については、異動・昇任・昇給等に反映させるほか、職員の能力開発、人材育成及び適材適所の人事配置の基礎資料として活用しています。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A	前年度人件費率
平成29年度	2,874人	3,284,486千円	228,692千円	523,851千円	15.9%	16.3%

(注) 1 住民基本台帳人口は平成29年1月1日現在のもの。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数A	給与費				一人当たり給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
平成29年度	59人	206,794千円	28,688千円	77,833千円	307,435千円	5,211千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

4 勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	休憩時間	終了時刻	勤務時間の割振変更制度
38時間45分	午前8時30分	正午～午後1時	午後5時15分	あり

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成29年）

年次有給休暇は、1年ごとに20日（中途採用者は別に規則で定める日数）付与されており、20日を越えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができることになっています。

1人当たりの平均取得日数（長部局の一般職員）は次のとおりです。

1人当たり平均取得日数
8.1日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況（平成30年4月1日現在）

種類	付与日数
病気休暇	負傷又は疾病の場合 90日
産前産後休暇	産前8週間（多児妊娠の場合は14週間）以内、産後8週間以内
配偶者の出産休暇	2日以内
育児参加休暇	5日以内
育児休暇	1日2回30分以内
子の看護休暇	5日以内
短期介護休暇	5日以内
生理休暇	2日以内
忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
夏季休暇	3日以内
ボランティア休暇	5日以内
結婚休暇	5日以内
父母の祭日の休暇	その都度1日以内
骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
風水震災火災その他の災害による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
風水震災火災その他の災害による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
交通機関の事故等を事由とする休暇	必要と認められる期間
風水震災火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の通勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得状況（平成29年度）

	介護休暇
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

5 休業に関する状況

育児休業等の取得状況（平成29年度）

	平成29年度中に新たに取得した職員			平成28年度以前からの継続取得者数
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	
男性職員	0人	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成29年度）

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合	0人	0人			0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人		0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
条例に定める事由による場合			0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況（平成29年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令違反	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は怠慢	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

7 サービスの状況（平成29年度）

営利企業等従事許可の状況

事由	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	0件

8 退職管理の状況（平成29年度）

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為（契約、許認可等）をするように（しないように）依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼等があった場合、同条第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

事由	件数
再就職者から依頼等を受けた場合の届出	0件

9 研修の状況（平成29年度）

区分	研修科目	対象者	主催	受講者数
基本研修	新規採用職員研修	その年度の新規採用職員	自治研修センター	4人
	基礎力アップ研修	採用後4年目の職員		5人
	応用力アップ研修	採用後8年目の職員		3人
	新任係長研修	新たに監督職に就いた職員		2人
	新任課長研修			1人
選択研修	メンタルヘルス講座【予防編】	一般職	自治研修センター	2人
	クレーム対応講座	一般職（採用後2年目～）		1人
	相互満足に向けた交渉力アップ講座	一般職（採用後4年目～）		1人
	住民協働のためのワークショップ実践講座	一般職（採用後8年目～）		1人
	職場の人材育成に活かすコーチング講座	一般職（採用後12年目～）		1人
	有事の危機管理講座	管理者・監督者		1人

10 福祉及び利益の保護の状況（平成29年度）

（1）健康診断の実施状況

区分	受診者
定期健康診断	54人
人間ドック	12人

（2）公務災害及び通勤災害の状況

	年度中認定件数
公務災害	3件
通勤災害	0件
計	3件

11 公平委員会の業務の状況（平成29年度）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	件数
係属事案	0件
完結事案	0件

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	件数
係属事案	0件
完結事案	0件